

郡山市公共下水道整備事業
(御前南第二地区)

募集要項

令和6(2024)年10月

郡山市上下水道局

目次

1. 募集要項の位置づけ	1
2. 事業の概要.....	1
2.1 事業名称.....	1
2.2 事業の対象となる公共施設の種類の種類	1
2.3 公共施設の管理者の名称	1
2.4 事業の目的.....	1
2.5 事業予定地.....	2
2.6 対象施設.....	2
2.7 調達概要.....	3
2.8 遵守すべき法令等	4
3. 応募に関する条件.....	5
3.1 応募者の前提要件	5
3.2 設計業務に関する要件.....	9
3.3 技術者の配置要件	10
3.4 下請負契約に関する要件	10
4. 応募手続き等	11
4.1 事業者の募集及び選定スケジュール.....	11
4.2 資料閲覧.....	11
4.3 募集要項等に関する質問・回答	12
4.4 応募書類の提出.....	13
4.5 提案書類の受付.....	13
4.6 プレゼンテーションの実施	13
4.7 応募の辞退.....	13

5. 応募書類及び提案書類の提出	14
5.1 提出書類.....	14
5.2 提案上限金額	15
6. 提出書類	16
6.1 提出における前提.....	16
6.2 著作権の帰属	16
6.3 特許権等の取扱い.....	16
7. 審査及び選定に関する事項.....	17
7.1 選定審議会	17
7.2 選定の方法	17
7.3 審査の方法	17
7.4 選定における JV の構成	17
7.5 優先交渉権者の決定及び公表.....	17
7.6 審査結果の公表.....	17
8. 失格要件	18
9. 契約に関する事項	19
9.1 契約の締結.....	19
9.2 本事業の実施過程.....	19
9.3 契約保証金	19
9.4 契約を締結しない場合.....	20
9.5 契約図書 of 優先順位	20
10. その他.....	20
10.1 担当窓口.....	20

1. 募集要項の位置づけ

この募集要項は、郡山市上下水道局（以下「発注者」という。）が設計・施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）により実施する郡山市公共下水道整備事業（御前南第二地区）（以下「本事業」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件プロポーザルに係る条件を提示するものである。

なお、次に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）となる。令和6（2024）年9月25日に公表した実施方針及び要求水準書（案）は、本件プロポーザルの条件を構成せず、本募集要項等の公表及び以降の最新の公告図書をもって、本件プロポーザルの条件とする。

別添資料1	要求水準書
別添資料2	優先交渉権者決定基準
別添資料3	提出書類作成要領（参加資格審査）
別添資料4	提出書類作成要領（提案審査）

2. 事業の概要

2.1 事業名称

郡山市公共下水道整備事業（御前南第二地区）

2.2 事業の対象となる公共施設の種類

公共下水道の管きよ等

2.3 公共施設の管理者の名称

郡山市上下水道事業管理者 野崎 弘志

2.4 事業の目的

郡山市（以下「本市」という。）では、市民の皆様に快適な暮らしを提供するため、自然環境及び生活環境の保全に努め、下水道未普及地域の早期解消を目途とし、下水道未普及解消事業を進めている。現状、本市の汚水処理人口普及率は93.9%（令和5（2023）年度末現在）となっており、より一層の効率的・効果的な事業推進が求められる状況にある。

このような状況を踏まえ、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法として、DB方式を採用することとした。

以上を踏まえ、DB方式による官民連携手法を採用することにより、効率的・効果的な事業の推進が図られ、整備加速化が達成されることを本事業の目的とする。

2.5 事業予定地

対象地区名 御前南第二地区
所在地 郡山市御前南二丁目 外地内

2.6 対象施設

本事業の対象施設の概要及び設計条件を、表 2-1 及び表 2-2 に示す。

なお、数量については、「令和 4 年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を参考としている。

表 2-1 下水道施設の概要

区分	種別		数量	単位	備考
土木	開削工	自然流下	約 6,980	m	
		圧送	約 230	m	
	推進工		約 130	m	
	マンホール工		約 200	基	
	取付管及び柵工		約 500	基	
	舗装本復旧		約 27,400	m ²	
機械・電気設備	マンホールポンプ		約 3	基	

表 2-2 下水道施設の設計条件

項目	設計条件
管径・工法及び延長	開削工法 自然流下：φ 200mm 約 6,980 m
	圧送：φ 75mm 約 170 m
	φ 100mm 約 60 m
	推進工法 φ 200mm 約 130 m
特殊構造物	耐震設計 有 マンホール形式ポンプ場（2次製品） 約 3 基 機械電気設備含む
報告書作成	有
設計協議	有
施工法等の比較検討	無
耐震計算（応答変位法）	有
耐震設計	重要な幹線等 レベル 1 及びレベル 2 地震動
	その他の管路 レベル 1 地震動
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

2.7 調達概要

(1) 調達方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して調達工事の契約者（以下、「受注者」という。）に委ねる DB 方式とする。

(2) 業務特性

受注者は、発注者が予め実施した基本設計の結果を踏襲又は改めた技術提案が可能であり、当該提案に基づき構造物の構造形式や主要諸元も含め設計及び施工を一体として行うものとする。

(3) 事業期間

契約日の翌日から令和 9（2027）年 12 月 24 日

ただし、完成期限の前倒し提案があった場合は、この限りではない。

なお、本事業については、週休 2 日を想定している。

(4) 対象範囲

本事業で行う工事の対象範囲は次のとおりとする。

ア 設計

- ・ 測量
- ・ 地質調査
- ・ 実施設計

イ 施工

2.8 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、郡山市公共下水道整備事業（御前南第二地区）要求水準書に記載のある各種法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。

3. 応募に関する条件

3.1 応募者の前提要件

(1) 応募形態

2者若しくは3者の構成員による特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「JV」という。）又は単独企業であること。また、JVの場合、構成員のうち少なくとも1者は郡山市の令和5・6年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている等級別格付がS等級に格付されている者であること。

なお、JVの結成方法は、自主結成であること。

(2) 応募者に求める前提要件

応募する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等に関する要綱（平成13年6月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（開札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。

オ 単独企業及びJVの構成員の1人以上が郡山市下水道工事指定店に登録していること。

カ 本事業に関するアドバイザリー業務を受託した以下の者又は資本面（※1）若しくは人事面（※2）において以下の者と関係がある者でないこと。

- ・ 株式会社 建設技術研究所（本社：東京都中央区日本橋）
- ・ シティニューワ法律事務所（本社：東京都千代田区丸の内）
- ・ 鈴木法律事務所（本社：東京都渋谷区渋谷）

（※1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(3) 応募者に求める資格要件

ア JV の構成員に求める資格要件

JV の構成員は表 3-1 に示す資格要件を満たすこと。

表 3-1 JV 構成員に求める資格要件一覧

1	構成員の出資割合に関する要件	
(1)	構成員の出資割合 の最小限度基準	2 者の場合 30%以上 3 者の場合 20%以上
2	構成員の資格要件	
(1)	構成員共通の資格要件	
ア	郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登録業種	土木一式工事
イ	建設業の許可（建設業法第 3 条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。	
	許可業種	土木一式工事
(2)	代表構成員の資格要件	
ア	出資割合	構成員中最大の出資割合であること。
イ	建設業の許可	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
ウ	郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登録業種	土木一式工事
	等級別格付	市内に本店を有する者については、S 等級
	総合点又は 総合評定値	市内に本店を有する者 総合点が 840 点以上 市内に本店を有しない者 総合評定値が 1,300 点以上
エ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
	資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。

	オ	施工実績	本事業に関する公告日から起算した 10 年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、下水道管きょ整備のうち小口径推進工法を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。
	(3)	その他の構成員の資格要件	
	ア	郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
		登録業種	土木一式工事
		等級別格付	S 等級又は A 等級
		総合点又は総合評定値	市内に本店を有する者 740 点以上の者 市内に本店を有しない者 総合評定値が 1,300 点以上
	イ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
		資格要件	建設業法に定める資格を有していること。
		雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
		その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。
	ウ	施工実績	本事業に関する公告日から起算した 10 年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、郡山市内でφ 200mm の下水道管きょ整備を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。

イ 単独企業に求める資格要件

単独企業は、表 3-1 に示す資格要件を満たすこと。

表 3-2 単独企業に求める資格要件一覧

1	郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登録業種	土木一式工事
	等級別格付	市内に本店を有する者については、S 等級
	総合点又は総合評定値	市内に本店を有する者 総合点が 840 点以上 市内に本店を有しない者 総合評定値が 1,300 点以上
2	建設業の許可（建設業法第 3 条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること	
	許可業種	土木一式工事
3	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
	資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。 単独企業は、JV の構成員として当該地区の募集に応募することはできない。
4	施工実績	本事業に関する応募公告の公告日から起算した 10 年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、下水道管きよ整備のうち小口径推進工法を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績及び郡山市内でφ200mm の下水道管きよ整備を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（いずれも（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終わっているものに限る。）があること。

3.2 設計業務に関する要件

(1) 設計受託者との委託契約等

本事業は、本事業に関する設計の主たる部分を応募者が自ら行うだけでなく、応募者より委託され本事業に関する設計を行う者（以下「設計受託者」という。）として予定されている者（以下「予定設計受託者」という。）に設計の主たる部分を行わせることができるものとする。

この場合、応募者は、予定設計受託者から提出された本事業の設計に関する見積書を提出し、受注者となったときは、当該予定設計受託者が提出した見積書に記載の設計見積額以上の金額を委託費として、当該予定設計受託者と適切に契約を締結しなければならない。

(2) 設計を行う者に共通する技術要件

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく登録を受けていること。

イ 測量法第48条に規定する測量士を測量主任技術者として配置できること。

ウ 次のいずれかを有している者を地質調査主任技術者として配置できること。

（ア）技術士（建設部門（土質及び基礎）、応用理学部門（地質）、総合技術監理部門（土質及び基礎、地質）に限る。）の資格を有する者

（イ）RCCM（地質に限る。）の資格を有する者

エ 次のいずれかの技術者を有している者を設計主任技術者として配置できること。

（ア）技術士（上下水道部門（下水道）、総合技術監理部門（下水道）である者に限る。）の資格を有する者

（イ）日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める第1種技術検定又は第2種技術検定に合格し、1年以上実務経験を有する者

（ウ）下水道法施行令第15条のうち第1号から第6号に定める資格を有する者で、第1号から第6号に定める実務経験を有する者

オ 設計主任技術者と照査技術者は同一の者をあてることができない。

(3) 応募者より設計を受託する者に対する要件

ア 郡山市の令和5・6年度の工事等指名競争入札参加有資格業者名簿において「土木設計」に登録されている者であること。

イ 複数の応募者からの設計受託を予定していない者であること。

ウ 本事業に関するアドバイザー業務を受託した以下の者又は資本面（※1）若しくは人事面（※2）において以下の者と関係がある者でないこと。

- ・ 株式会社 建設技術研究所（本社：東京都中央区日本橋）
- ・ シティニューワ法律事務所（本社：東京都千代田区丸の内）
- ・ 鈴木法律事務所（本社：東京都渋谷区渋谷）

（※1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

3.3 技術者の配置要件

応募者は、施工実施に当たり求められる現場代理人及び主任技術者（監理技術者）並びに専門技術者を配置するとともに、以下の設計に係る技術者を配置しなければならない。

- | | |
|---------|---|
| 管理技術者 | 設計の進捗の管理を行う者。受注者自らが設計を行うか、他の者に委託し設計を行わせるかにかかわらず、受注者が配置するものとする。 |
| 設計主任技術者 | 設計の技術上の管理を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。 |
| 照査技術者 | 設計成果物の内容の技術上の照査を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。 |

なお、当該技術者の兼務要件については、以下のとおりとする。

- ・ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、管理技術者及び設計主任技術者は、これを兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、監理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を他の者に委託する場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼ねることができる。

また、参加申込書に記載された当該技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

3.4 下請負契約に関する要件

応募者は、設計及び施工の実施に当たり下請負人を利用するにあたっては、応募時に下請負人として予定される者より見積書（以下、「下請負見積書」という。）を徴取し、発注者に提出すること。本事業の受注者となった応募者は、下請負見積書に記載の額以上の金額をもって下請負人との契約を締結すること。

実施設計の結果等を踏まえ、当該下請負人との契約内容に変更の必要が生じた場合は、当該見積書に記載の要件をもとに、要求水準書に定める積算基準に準拠し契約金額の変更を行うこと。また、応募時点において下請負人として予定されていない者と下請負契約を締結する必要がある場合は、応募時に下請負人として予定される者より提出された下請負見積書に記載の要件をもとに、要求水準書に定める積算基準に準拠し契約金額を定めること。

応募者は、本見積書の写しを次のとおり発注者に提出すること。

- | | |
|--------|--|
| ア 提出書類 | 「工事区分」、「工種」、「種別」、「細別」、「単位」、「数量」、「単価」、「金額」を記した下請負見積書の写し |
| イ 提出方法 | 提案書類提出時に同封 |

4. 応募手続き等

4.1 事業者の募集及び選定スケジュール

募集及び選定にあたっては、表 4-1 に示すスケジュールにより行うことを予定している。

表 4-1 募集及び選定スケジュール（予定）

実施内容	実施時期
募集要項等の公表	令和 6（2024）年 10 月 15 日（火）
募集要項等に関する質問の受付	令和 6（2024）年 10 月 16 日（水） ～令和 6（2024）年 11 月 5 日（火）
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和 6（2024）年 11 月 12 日（火）
資料閲覧	令和 6（2024）年 10 月 15 日（火） ～令和 6（2024）年 11 月 19 日（火）
応募受付（参加資格審査書類の提出）	令和 6（2024）年 11 月 20 日（水） ～令和 6（2024）年 11 月 22 日（金）
参加資格審査確認結果の通知	令和 6（2024）年 12 月 4 日（水）
提案審査書類の受付	令和 6（2024）年 12 月 23 日（月） ～令和 6（2024）年 12 月 25 日（水）
技術資料等に関するプレゼンテーション	令和 7（2025）年 2 月
優先交渉権者の決定及び公表	令和 7（2025）年 3 月（予定）
工事請負契約（設計・施工一括）締結	令和 7（2025）年 3 月（予定）

4.2 資料閲覧

資料閲覧については以下のとおりとする。

- 閲覧日 令和 6（2024）年 10 月 15 日（火）から
令和 6（2024）年 11 月 19 日（火）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
ただし、郡山市の休日定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）
第 1 条に規定する市の休日及び正午から午後 1 時の間を除く。
- 閲覧資料 表 4-2 に記載のものを閲覧資料とする。

表 4-2 閲覧資料一覧

資料番号	資料名
閲覧資料 1	令和 4 年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編） 報告書 令和 5 年 3 月
閲覧資料 2	令和 4 年度公共下水道（管きょ）地質調査委託（汚水その 1）報告書 令和 5 年 2 月

- ア 申請期限 令和6（2024）年10月15日（火）から
令和6（2024）年11月18日（月）午後5時15分まで
- イ 申請方法 電子メールによる資料閲覧申請書（様式1）の提出
電子メールの件名は「閲覧申請書」と記載すること。
なお、申請者は電子メール申請後、申請先に電話にて連絡のうえ申請状況についての確認を図ること。
- ウ 申請先 「10.1 担当窓口」に記載
- エ 閲覧方法 「10.1 担当窓口」での閲覧
- オ その他
- 資料は閲覧とし、各自 CD-R 等光ディスクを読み取ることができるパソコンを持参のうえ内容を確認すること。
 - 閲覧日時については、申請者に別途通知する。
 - 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
 - 資料閲覧時の質疑は受け付けない。
 - 資料閲覧時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）を提出すること。
 - 閲覧資料は、当該工事に係る技術提案や応募への参加を検討することを目的とした参考資料であり、事業の工事条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

4.3 募集要項等に関する質問・回答

募集要項及び当該要項に付す書面に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 令和6（2024）年10月16日（水）から
令和6（2024）年11月5日（火）午後5時15分まで
- イ 受付方法 電子メールによる募集要項等に関する質問書（様式3）の提出。
電子メールの件名は「質問書（御前南第二地区）」と記載すること。
なお、提出者は電子メール申請後、提出先に電話にて連絡のうえ提出状況についての確認を図ること。
- ウ 提出先 「10.1 担当窓口」に記載
- エ 質問回答 質問及び質問に対する回答は、令和6（2024）年11月12日（火）に本市ウェブサイトにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。
- オ その他 募集要項等に関する質問のうち、工事内容等に直接関係ない質問は期間後においても受け付けるが、公表はしない。

4.4 応募書類の提出

本事業への参加を希望する者は、参加資格審査に関する書類を次のとおり提出し、発注者の審査を受けなければならない。

- | | |
|--------|---|
| ア 提出書類 | 別添資料3「提出書類作成要領（参加資格審査）」に示すとおり。 |
| イ 提出方法 | 持参または簡易書留郵便によるものとする。 |
| ウ 受付期間 | 令和6（2024）年11月20日（水）から
令和6（2024）年11月22日（金）午後5時15分まで
※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。 |
| エ 提出先 | 「10.1 担当窓口」に記載 |
| オ 結果通知 | 参加資格審査の結果は、参加資格審査の確認申請を行った応募者の代表企業に対して、令和6（2024）年12月4日（水）以降に書面により通知する。 |

4.5 提案書類の受付

応募参加資格審査を通過した者は、提案審査に関する書類を次のとおり提出すること。

- | | |
|--------|---|
| ア 提出書類 | 別添資料4「提出書類作成要領（提案審査）」に示すとおり。 |
| イ 提出方法 | 持参または簡易書留郵便によるものとする。
また、提出書類の電子データを収録したCDも併せて提出すること。 |
| ウ 受付期間 | 令和6（2024）年12月23日（月）から
令和6（2024）年12月25日（水）午後5時15分まで
※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。 |
| エ 提出先 | 「10.1 担当窓口」に記載 |

4.6 プレゼンテーションの実施

発注者は、提案書類の受領後、応募者によるプレゼンテーション実施の場を設ける。実施時期は令和7（2025）年2月を予定しており、日時、場所、プレゼンテーション時間等の詳細は、提案書類を提出した代表企業に改めて通知する。

なお、競合した場合のプレゼンテーション順は、4.5 提案書類の受付順とする。また、プレゼンテーション時に審議会から質問があった事項に対し回答した内容は、要求水準書及び提案書と同等の効力を持つものとして取り扱う。

4.7 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、辞退届を「10.1 担当窓口」に持参または郵送により提出すること。

5. 応募書類及び提案書類の提出

5.1 提出書類

応募者は、応募書類として表 5-1 に掲げる参加資格審査書類を、提案書類として表 5-2 に掲げる提案審査書類を、「4.4 応募書類の提出」及び「4.5 提案書類の受付」に指定する受付期間内に提出すること。

表 5-1 参加資格審査書類一覧

分類	付番	様式名称
参加書類	1	参加表明書
	2	参加資格審査申請書
	2-1	構成員の資格要件に関する書類
	2-1-1	代表企業及び単独企業の工事实績
	2-1-2	代表企業を除く構成員及び単独企業の工事实績
	2-1-3	配置予定技術者の資格（代表企業及び単独企業）
	2-1-4	配置予定技術者の資格（代表企業を除く構成員及び単独企業）
	2-2	測量、地質調査、設計を行う者の資格要件に関する書類
	2-2-1	配置予定主任技術者の資格
	3	共同企業体の構成及び設計協力企業
	4	委任状（構成企業間）
	5	実施体制
辞退書類	6	辞退届 【本書類は辞退する際にのみ提出する】

表 5-2 提案審査書類一覧

分類	付番	様式名称
基本要件	A-1	提案審査書類提出書
	A-2	共同企業体の構成及び設計等協力企業
	A-3	要求水準書及び添付書類に関する確認書
実施体制	B-1-1	施工の実績に関する事項（代表企業及び単独企業）
	B-1-2	施工の実績に関する事項（代表企業を除く構成員及び単独企業）
	B-1-3	設計の実績に関する事項
	B-2-1	配置予定技術者の能力（現場代理人）
	B-2-2	配置予定技術者の能力（主任（監理）技術者）（代表企業及び単独企業）
	B-2-3	配置予定技術者の能力（主任（監理）技術者）（代表企業を除く構成員及び単独企業）
	B-2-4	配置予定技術者の能力（設計主任技術者）
地域貢献	C-1	地域貢献
技術提案	D-1	設計方針
	D-2-1	工事（設計・施工）計画①
	D-2-2	工事（設計・施工）計画②
	D-3	地域住民生活への配慮
	D-4	コスト縮減に寄与する技術提案
	D-5	価格提案書
	D-5-1	価格提案内訳書（概要）
	D-5-2	価格提案内訳書（詳細）

5.2 提案上限金額

提案にあたっての上限金額は次のとおりとする。

¥1,093,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更及び基本設計との現場条件の乖離による変更の上限金額を妨げるものではない。

6. 提出書類

6.1 提出における前提

- 応募者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 提出書類は本件プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、本件プロポーザルの実施に必要な範囲において複製できるものとする。
- 技術提案及び応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

6.2 著作権の帰属

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、発注者が必要と認める場合には、本事業に対する提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、受注者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、発注者に提出された資料は、郡山市情報公開条例に基づき、公開することができる。

6.3 特許権等の取扱い

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、工事方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

7. 審査及び選定に関する事項

7.1 選定審議会

審査及び選定を行うにあたり、発注者は、学識経験者及び市職員から構成する「郡山市公共下水道整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）」を設置する。

審議会は表 7-1 記載の委員で構成される。なお、審議会は非公開とする。

表 7-1 審議会委員一覧

委員名	所属・役職等
菅家 節子	公認会計士
北見 淳	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所事業対策官
河野 雅	一般財団法人下水道事業支援センター事業部長
中野 和典	日本大学工学部教授
佐久間 健一	郡山市上下水道局長

7.2 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、応募者の下水道整備に関する能力や創意工夫を評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする

7.3 審査の方法

審査は、提出書類及びプレゼンテーションをもとに審議会にて行い、審査基準となる「優先交渉権者決定基準」に基づき最優秀提案者、次点提案者を選定する。

発注者は、審議会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者の決定をする。

7.4 選定における JV の構成

参加表明書の提出後に構成員の組み換えを行うことは、受注者選定における公平性の観点から認めない。なお、本事業の優先交渉権者として決定された応募者の構成員が、富田東地区の受注者及び御前南第一地区に対する JV の構成員又は単独企業として応募並びに優先交渉権者と重複することは可能とする。なお、御前南第一地区も応募する際は、御前南第一地区と同一の現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を配置予定技術者として応募することはできない。

7.5 優先交渉権者の決定及び公表

優先交渉権者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査結果を本市ウェブサイトにて公表する。

7.6 審査結果の公表

発注者は、審議会における審査結果を取りまとめて、本市ウェブサイトにおいて公表する。なお、審査の経緯及び結果に関する異議申し立ては受け付けない。

8. 失格要件

以下に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、当該応募者を失格とする。この場合において、発注者は一切の費用負担を負わない。

- ア 告示の日から契約締結までの間に「3.1 応募者の前提要件」に定める要件を満たさなくなったとき。
- イ 参加資格審査及び提案審査の提出書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 要求水準を満たさない提案であることが認められたとき。
- エ プレゼンテーションに欠席又は集合時刻に遅刻した場合
- オ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- カ 本募集要項の公表日から優先交渉権者の決定までの期間において、審議会委員、市職員及び本事業関係者に対して、審議会の場を除き、本事業に関し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- キ 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- ク 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- ケ その他、審議会及び事務局の指示に従わない場合

9. 契約に関する事項

9.1 契約の締結

審査及び選定の結果、優先交渉権者となった者との契約交渉の成立をもって、当該優先交渉権者と随意契約の締結をする。なお、優先交渉権者との交渉が不成立となった場合には、次点提案者の者を新たな優先交渉権者とし交渉手続きを行う。

9.2 本事業の実施過程

本事業に関する契約締結並びに設計及び施工の実施にあたっては、以下の過程によるものとする。

- ア 発注者は、公告時に示す優先交渉権者決定基準に基づき決定した優先交渉権者と交渉成立のもと、応募時に提出された見積金額を契約金額として総価契約を締結する。
- イ 受注者は、契約締結後、設計図書（設計成果物を除く。）に基づいて、種別・細別を含めた工事費内訳書（レベル4）（金額入り）及び設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出する。
- ウ 受注者は、契約締結後に実施設計を実施し、応募時提案の期日までに設計成果物（部分又は全部）を完了させ発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- エ 受注者は、ウで承諾を受けた設計成果物に基づいて、契約金額に対する詳細な工事費内訳書（以下、「詳細内訳書」という。）を作成し提出しなければならない。このとき、詳細内訳書の作成に先立ち、単価表を作成し、要求水準書に示すリスク分担表記載のリスク要因に基づく変更を除き、総価の変更が生じないことを前提に単価を合意する。
- オ 受注者は、詳細内訳書を発注者に提出し確認を受けたうえで施工に着手しなければならない。
- カ 契約期間中に生じる設計図書の変更は、要求水準書に示すリスク分担表に準じて、エに示す合意単価に基づき行う。
- キ 詳細内訳書に記載のない項目に係る設計図書変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ、決定する。

9.3 契約保証金

本事業の工事に対する契約保証金は次に示すとおりとする。各保証及び保険の取扱いについて対象機関との協議・調整が必要となる場合は、本事業の公募図書を活用することを認める。

- ア 契約保証については、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「規程」という。）の定めるところにより、契約書に付して提出すること。ただし、受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ受注者が当該保険証書を発注者に提出した場合は、規程第8条第1項第2号により免除する。

9.4 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日から契約締結日までの間に、優先交渉権者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、発注者は、優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、発注者は一切の費用負担を負わないものとする。

9.5 契約図書の優先順位

本事業に関する以下に示す契約図書は、相互に補完する。ただし、契約図書間に相違がある場合は、以下に掲げる順に優先されるものとし、これにより難しい場合は、発注者との協議によるものとする。

- ・ 質問・回答書（以下の図書に対する質問に対する公表回答）
- ・ 要求水準書
- ・ 郡山市公共下水道整備事業設計施工請負契約約款
- ・ 仕様書等

10. その他

10.1 担当窓口

本事業に関する担当窓口は下記のとおりである。

郡山市上下水道局下水道整備課

(所在地) 〒963-8016 福島県郡山市豊田町1-4

(電話番号) 024-932-7672

(FAX) 024-939-5820

(電子メール) gesui-kanri@city.koriyama.lg.jp